



子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち



10月14日に行われた3歳6カ月児健康診査で、むし歯のなかったお友だちを紹介します。

問／福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線508)



ご存じですか？医療費助成制度

串間市では、中学生以下のお子さんやひとり親家庭などの方、障がいの方が安心して医療を受けられるよう、医療費助成事業を実施しています。

	子ども医療費助成	母子および父子家庭などの医療費助成	重度心身障がい者医療費助成
対象者	0歳から 中学3年生までの児童・生徒	・児童・生徒を養育するひとり親家庭などの父母または配偶者のいない養育者(児童・生徒が18歳になる年度末まで。ただし、進学などで引き続き扶養する場合は、最長で20歳に達する月まで) ・ひとり親家庭などの児童・生徒(18歳になる年度末まで) ・父母のいない児童・生徒(18歳になる年度末まで)	・身体障害者手帳1、2級の交付を受けた方 ・療育手帳Aの交付を受けた方 ・身体障害者手帳3級と療育手帳B-1両方の交付を受けた方
助成内容	医療費の自己負担分を助成(保険対象医療費に限る)	1カ月の医療費が1,000円を超えた場合、その超えた額を助成(保険対象医療費に限る)	●通院 1カ月あたり1診療報酬明細(1医療機関)の医療費が500円を超えた場合、その超えた額を助成(保険対象医療費に限る)。薬局での薬代は、自己負担分を助成 ●入院 1カ月あたりの医療費が1,000円を超えた場合、その超えた額を助成(保険対象医療費に限る)
なもの の申請に 必要	①請求者の通帳 ②印鑑 ③対象児童・生徒の保険証 ④マイナンバーカード	①請求者と対象児童・生徒の戸籍謄本 ②請求者の通帳 ③印鑑 ④請求者と対象児童・生徒の保険証 ⑤マイナンバーカード	①障害者手帳 ②請求者の通帳 ③印鑑 ④請求者の保険証 ⑤マイナンバーカード
助成の申請方法	●県内の医療機関 窓口で「受給資格者証」を提示すれば、医療費の支払いはありません。 ●県外の医療機関 医療費を医療機関で支払った後、福祉事務所で払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。	●通院 医療費を医療機関で支払った後、福祉事務所で払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。 ●入院 県内の医療機関の場合は、窓口で「受給資格者証」を提示すれば、助成が受けられます。県外の場合は、通院と同様の手続きが必要です。	●県内の医療機関 窓口で「受給資格者証」を提示すれば、助成が受けられます。 ●県外の医療機関 医療費を医療機関で支払った後、福祉事務所で払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。

ハッピー スマイル

加藤 朱莉 ちゃん
(令和2年1月14日生)

加藤 一徳・理香さんの長女(福島地区・桜ヶ丘)

よく笑い笑顔がかわいい子です。また、いろいろな物を手に取って遊んでおり、特に絵本をよくめくっています。最近では立ち上がった、歯がはえてきたりと成長の早さに驚く日々です。今後は人の気持ちが理解でき、また、自分の思いも人に伝えられる子に育ってほしいです。



子育て INFO

- 12月9日(水) 3歳児健診
 - 12月16日(水) 2歳児歯科健診
- それぞれ、対象児には個別に案内しています。フッ化物塗布は中止します。

●予防接種

予防接種は病気にかかる前にワクチン接種しておくことが大事なポイントです。

〈麻しん・風しん予防ワクチン〉

1歳児および年長児のお子さんは、必ず接種するようにしましょう。

〈子宮頸がん予防ワクチン〉

子宮頸がん予防ワクチンは定期予防接種です(無料)。

接種対象：小学校6年生～高校1年生の女子

接種希望の方は、福祉事務所子育て支援係にてあらかじめ説明を受け、かかりつけ医にて接種してください。

☆次の場合は手続きが必要です！

- ・保険証、住所、氏名が変わったとき
- ・振込口座を変更するとき
- ・受給資格者証をなくしたり、破損したとき
- ・対象要件に該当しなくなったとき

☆助成の申請は1年以内に！

- ・受診月から1年を過ぎると、助成金の支給はできません。
- ・毎月10日が申請受付の締切日です。
- ・11日以降は、同月、同医療機関の分がすでに申請済の場合は、別日の利用分であっても再度の申請、支給はできませんので、申請は受診月の翌月以降に行うようにしてください。

☆医療機関への適正受診にご理解とご協力を！

- ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。
- ・普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ・お薬手帳を活用しましょう。
- ・「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」を活用しましょう。



問／福祉事務所こども政策係・自立支援係 ☎72-1123 (内線507・503)